

会議の公開について (案)

1. 会議は原則公開とし、傍聴については、委員会の運営に支障を来さない範囲において、原則として認める。
2. 議事要旨については、原則として会議の翌々日までに作成し、公開する。
3. 議事録については、原則として会議終了後1ヶ月以内に作成し、公開する。
4. 配付資料は原則として公開する。
5. 審議中の取材は原則として認める。また、審議の状況はインターネット上でライブ中継を行う。
6. 委員会開催日程については、事前に経済産業省ホームページで公表する。
7. 個別の事情に応じて、会議または資料を非公開とするかどうかについての判断は、委員長に一任するものとする。